

省エネ家電への買い換えに補助金を支給します

電気料金の高騰に伴う家庭の費用負担の軽減を図るとともに、温室効果ガス排出削減に資するため、対象となる省エネルギー家電への買い換え費用の一部を補助します。

補助金の支給にはさまざまな条件がありますので、購入などを考えている人は、必ず事前に環境課へお問い合わせください。

対象＝6月1日以降に個人の住宅で使用する家電（エアコン・電気冷蔵庫）を、市内の販売店で、製造後6年以上経過した家電から新品に買い換えたもの

補助金額＝右表のとおり

募集件数＝200件（先着順）

申し込み＝7月10日（月）から令和6年2月29日

（木）まで（土、日、祝日、年末年始を除く）に、直接環境課（市役所2階）へ。※1世帯1回限り
申請用紙は、同課、新里・黒保根支所、市ホームページにあります。

問い合わせ＝環境課環境都市推進担当（☎内線454・575）

桐生市省エネ家電買換え支援事業補助金

補助対象	補助額
エアコン ※2027年度基準または2029年度基準省エネ基準達成率86%以上のもの	家電の本体購入費（税抜き）の4分の1（千円未満切り捨て） ※上限5万円
冷蔵庫 ※2021年度基準省エネ基準達成率100%以上のもの	

※上の表以外にも条件があります。

※家電リサイクル券の控えの写しが必要です。

屋外広告物の改善にご協力を

看板などの屋外広告物は、景観を形成する大きな要素です。多数の看板が無秩序に設置されてしまうと、景観を損ねるだけでなく、運転者や歩行者の視界を妨げ、事故の原因になることがあります。

市では、適正な屋外広告物の表示推進のため、違反広告物などを表示・設置している広告主や広告業者、土地所有者に対して、改善を働きかけています。

屋外広告物の許可地域区分や許可基準の詳細などは、市ホームページをご覧ください。都市計画課景観係にお問い合わせください。

▶令和5年度の改善取組路線

次の対象路線を7月から調査し、確認された改善対象広告物に対して改善要請を行います。

対象路線＝桐生大橋線の相生町一丁目交差点から県道桐生岩舟線の新宿二丁目交差点までの区間（約2.2キロメートル）

▶改善対象広告物

- ①禁止物件（道路標識、街灯柱など）に表示されたもの
- ②必要な手続きをしていないもの
- ③禁止広告物（老朽化したものなど）
- ④設置基準に適合していないものなど

問い合わせ＝都市計画課景観係（☎内線789）

